

令和3年第4回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和3年9月14日（火曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第5号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 4 議会報告第6号 諸般の報告について
- 第 5 議案第52号 町長専決処分について（令和3年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））
- 第 6 議案第53号 出雲崎町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第 7 議案第54号 出雲崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第55号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第56号 令和2年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第57号 令和2年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第58号 令和2年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第59号 令和2年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第60号 令和2年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第61号 令和2年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第62号 令和2年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第63号 令和2年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第64号 令和2年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第65号 令和3年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について
- 第19 議案第66号 令和3年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第67号 教育委員会委員の任命について
- 第21 議案第68号 教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	仙海直樹	2番	高橋速円
3番	中野勝正	4番	高桑佳子
5番	宮下孝幸	6番	石川豊
7番	小黒博泰	8番	島明日香
9番	加藤修三	10番	三輪正

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	山田正志
教育長	曾根乗知
会計管理者	矢川浩之
総務課長	大矢正人
町民課長	金泉嘉昭
保健福祉課長	権田孝夫
こども未来室長	金泉修一
産業観光課長	矢島則幸
建設課長	小崎一博
教育課長	内藤良治
町民課参事	棚橋まゆみ
代表監査委員	関川嘉夫

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	関川理沙

◎開会及び開議の宣告

○議長（三輪 正） ただいまから令和3年第4回出雲崎町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

○議長（三輪 正） 議会運営委員長から、9月3日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

◎議事日程の報告

○議長（三輪 正） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三輪 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番、高桑佳子議員及び5番、宮下孝幸議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（三輪 正） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの9日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月22日までの9日間に決定しました。

◎議会報告第5号 陳情の常任委員会付託報告について

○議長（三輪 正） 日程第3、議会報告第5号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第6号 諸般の報告について

○議長（三輪 正） 日程第4、議会報告第6号 諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

次に、8月31日に津南町役場大会議室において、令和3年度新潟県町村議会議長会第2回臨時総会並びに町村議会議長会議が開催され、出席してまいりましたので、報告します。

次に、議員派遣の結果について報告します。小黒博泰議員から去る8月31日に開催された新潟県後期高齢者医療広域連合議会について、定例会の会議結果について、お手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

次に、加藤修三議員から、去る7月15日に開催された町村議会議員研修会について、お手元に配りましたとおり、報告書の提出がありました。

次に、石川豊議員から、去る7月21日に開催された新任議員研修会について、お手元に配りましたとおり、報告書の提出がありました。

◎議案第52号 町長専決処分について（令和3年度出雲崎町一般会計補正予算
（第3号））

○議長（三輪 正） 日程第5、議案第52号 町長専決処分について（令和3年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第52号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、海岸公民館2階大会議室の冷暖房設備の室外機が故障し、室外機内部機器の交換が必要となったため、本年7月28日に専決処分したものであります。

補正の内容は、歳入予算に前年度繰越金を追加いたしました。

歳出予算では、10款の教育費、4項社会教育費において海岸公民館空調設備修繕工事費を追加いたしました。

これによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ90万円を追加いたしまして、予算総額を33億5,030万4,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

歳出から説明させていただきます。補正予算書198ページをご覧ください。下のほうになります。10款教育費、4項社会教育費、2目公民館費、海岸公民館空調設備修繕工事でございます。海岸公民館2階大会議室の冷暖房設備の室外機制御基盤が塩害によりまして故障したため、内部機器の交

換を行う工事でございます。冷房を使用する時期でしたので、緊急を要するという事で即対応をさせていただきました。この案件につきましては、7月の全員協議会で教育課長からも説明をさせていただいております。この費用につきましては、同ページの上の歳入に記載してあります前年度繰越金を追加させていただいております。

以上になります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第52号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり承認されました。

◎議案第53号 出雲崎町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（三輪 正） 日程第6、議案第53号 出雲崎町過疎地域持続的発展計画の策定について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第53号につきましてご説明を申し上げます。

本年3月末で過疎地域自立促進特別措置法が期限を迎えまして、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が

本年4月1日に施行されました。

この新たな特別措置法では、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要であるとしております。

過疎地域の持続的発展を図る取組を進めるために、新たな特別措置法に基づきまして、市町村が過疎地域持続的発展市町村計画、いわゆる過疎計画を策定することによりまして、総合的な過疎対策事業に充当できる過疎対策事業債の借入れといった財政措置を受けることが可能になります。

本町も昭和45年の過疎地域の指定以来50年間にわたりまして、町道改良とか、あるいは農業集落排水事業、公共下水道事業等の生活環境の整備を中心に支えてきた根本的な制度であります。

過疎対策事業によりまして、令和2年度までの過去50年間の本町の総投資額は約356億円となっております。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法によりまして、今後5年間の過疎関連事業費は総投資額31億円を予定しております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

ただいまの町長の説明のとおりでございます。8月19日の全員協議会で事前に県と協議段階の過疎計画案をお配りさせていただきましたが、その後若干の文言の修正等を行いまして、県との協議は終了してございます。8月31日に回答をいただきました。

1ページからは、基本的な事項ということになっております。計画書をご覧ください。町の概況等を記載しております。

6ページから人口及び産業の推移と動向、13ページからは行財政の状況を記述してございます。

また、17ページからは過疎地域の持続的発展のための基本方針を定めたものでございます。

19ページからは、今回の計画から新規で定めることとなりました過疎地域の持続的発展のための基本目標というものを設定してございます。

22ページにございます2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、この項目につきましては今回の計画から新規で追加された項目となります。この22ページ以降につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び新潟県が定めました過疎地域持続的発展方針に従いまして、12の分野につきましてそれぞれ現況と問題点、その対策や事業計画等を整理したものでございます。

過疎計画の事業執行につきましては、随時詳細な事業計画が固まり次第、計画を変更するという形を取っております。現時点では、内容が不透明なものや、事業名も暫定的なものがございます。計画期間が5年間ということでございますので、今後過疎対策事業債を活用した過疎地域の持続的

発展に資する事業の事業内容の変更、事業の追加等が生じた場合は、随時議会の皆様にお諮りをして、計画を変更させていただきたいというふうに考えております。

今回策定する過疎計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づきまして、議会の議決を得て出雲崎町過疎地域持続的発展計画を定めるという形のものになっております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑ではページを添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号 出雲崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三輪 正） 日程第7、議案第54号 出雲崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第54号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、デジタル庁設置法第41条及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条の規定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用箇所を訂正等を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

改正の内容は、町長の説明のとおりでございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律が9月1日に施行されたことによりまして、18条中の通知先及び引用箇所が改正されたものでございます。

詳細につきましては、議会資料15ページに新旧対照表を載せてありますので、ご覧ください。

以上になります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長（三輪 正） 日程第8、議案第55号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第55号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構の委託を受けて、市町村が個人番号カードの再交付手数料の徴収に当たることになったため、出雲崎町手数料徴収条例から個人番号カード再交付手数料を削除するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（金泉嘉昭） 補足説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、町長の提案理由のとおりです。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、個人番号カードの交付は市町村長の事務とされてきましたが、法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものと規定をされました。これにより、同機構が個人番号カードの発行に関する手数料徴収事務を市町村長に委託することになりましたので、町の手数料徴収条例から個人番号カード再交付手数料を削除するものです。徴収の委託事務は無償で行い、再交付手数料は現行と同額の800円です。

なお、新旧対照表は議会資料の17ページにありますので、ご確認ください。

補足説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

-
- ◎議案第56号 令和2年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第57号 令和2年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第58号 令和2年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第59号 令和2年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第60号 令和2年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第61号 令和2年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第62号 令和2年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第63号 令和2年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第64号 令和2年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（三輪 正） 日程第9、議案第56号 令和2年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第57号 令和2年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第58号 令和2年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第59号 令和2年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第60号 令和2年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第61号 令和2年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第62号 令和2年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第63号 令和2年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて、日程第17、議案第64号 令和2年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上議案9件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第56号から議案第64号まで、令和2年度各会計の決算認定につきまして一括してご説明を申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜上決算額は1,000円単位とさせていただきます。

初めに、議案第56号をご説明いたします。令和2年度の一般会計予算額は、当初予算の33億1,200万円に前年度からの繰越明許費2,744万円を加えまして、33億3,944万円でスタートいたしました。途中14回の補正予算で9億8,630万8,000円を追加しまして、最終予算規模は43億5,318万8,000円となりました。

決算額は、歳入総額が43億342万2,000円、歳出総額は41億5,251万6,000円となり、歳入歳出差引額は1億5,090万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源2,033万8,000円を除くと、実質収支額は1億3,056万8,000円の黒字決算となりました。

歳入決算額は、前年度に比べまして8億3,674万7,000円、24.1%の増となっています。増額の主な要因は、特別定額給付金給付事業補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。一方、県支出金、繰入金、地方債等が増額となっております。

歳入の主なものは、多い順から地方交付税が16億1,824万7,000円で、歳入総額に占める割合は37.6%となっています。次いで、国庫支出金が10億8,628万3,000円、同25.2%、町税が4億6,393万1,000円、同10.8%、県支出金が3億3,194万9,000円、同7.7%の順であります。

歳入を特定財源と一般財源とに分けて見ますと、町税や地方交付税などの一般財源は28億5,640万9,000円で、歳入全体の割合は66.4%となり、昨年度より3.1ポイント減少いたしました。一方、国、県支出金、地方債などの特定財源は14億4,701万3,000円で、同じく33.6%となっています。

次に、歳出決算額についてご説明をいたします。歳出決算額は、前年度に比べまして8億3,427万8,000円、25.1%の増となりました。増加した主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策としまして1人10万円を給付した特別定額給付金事業及び町が独自に1人1万円を給付した町定額支援金、事業者への各種支援事業などです。

歳出の主なものは、総務費が10億8,934万円、歳出全体に占める割合は26.2%、続いて民生費が8億3,958万円、同じく20.2%、土木費は4億8,994万8,000円、同じく11.8%、公債費が4億1,540万5,000円、同じく10%の順となっています。

歳出決算を性質別で見た場合に、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は14億7,244万4,000円、構成比は35.5%、前年度より10.2ポイント増となっています。

投資的経費では、普通建設事業費が3億5,250万8,000円、構成比は8.5%、前年度比21.8ポイント

の減となりました。

町債の令和2年度末現在高は31億9,843万6,000円、前年度より1億9,519万5,000円減少をしています。

地方債別の年度末残高では、過疎対策事業債が13億1,581万9,000円、次いで臨時財政対策債が12億8,576万2,000円となっています。

また、財政健全化法に基づく5つの指標数値は、本町は全ての指標におきまして特に問題のない比率となっております。

今後も大きな歳入割合を占めておりますところの地方交付税の動向に注視しながら、可能な限り特定財源の確保に努める中で、政策的重点課題に積極的に取り組んでまいります。

次に、議案第57号、国保会計につきましてご説明を申し上げます。令和2年度末における被保険者数は642世帯、955人、前年度より世帯数は9世帯減少いたしまして、被保険者数では43人減少しております。

歳入では、国保税の収納総額は8,793万3,000円、現年度分の収納率は98.6%、前年度より0.5ポイント増加しまして、滞納繰越し分を合わせた収納率は95.9%で、前年度より0.1ポイント増加しました。保険給付費に必要な費用が全額交付された県支出金は3億6,344万6,000円、前年度より約1,020万円減額をいたしまして、繰入金では財政調整基金からの繰入れがなかったことから、前年度より約1,100万円減額しました。また、諸収入では一般被保険者第三者納付金によりまして約500万円増額しました。

一方、歳出では保険給付費が3億5,539万2,000円、前年度より約1,140万円、3.1%減少しました。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして受診控えも一つの要因となっております。また、県に納めた保険事業費納付金は1億1,141万3,000円、前年度より約1,160万円、9.4%減少いたしました。基金積立金は1,000万円を積み立て、年度末現在高は7,867万9,000円となっております。

これらによりまして、令和2年度本会計の決算額は、歳入総額は5億4,670万9,000円、歳出総額は5億5万9,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに4,665万円の黒字決算となっております。

次に、議案第58号、介護会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和2年度末における第1号被保険者数は1,772人、前年度より6人減少となっております。そのうち要介護・要支援認定者数は326人で、認定者の割合は18.4%、前年度より0.4ポイント減少しております。高齢化率が高くなっているものの、ほぼ横ばいを維持しております。

歳入では、介護保険料は1億1,843万4,000円、収納率は99.8%でありまして、前年度と同率になりました。その他の歳入では、決算額の多いほうからいたしますと国庫支出金、支払基金交付金、繰入金、県支出金の順となっております。

一方、主な歳出では、保険給付費が5億7,291万6,000円、前年度より約190万円、0.3%減少いたしました。居宅介護サービス給付費と地域密着型介護サービス給付費がそれぞれ約520万円減額しま

した。一方、施設介護サービス給付費は約1,000万円増額しております。また、地域支援事業費が3,722万6,000円、包括的支援事業・任意事業費の増などによりまして290万円、8.6%増加いたしました。

これらによりまして、令和2年度本会計の決算額は、歳入総額6億7,293万2,000円、歳出総額6億4,897万7,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに2,395万5,000円の黒字となっております。

次に、議案第59号、後期高齢者医療会計決算につきましてご説明申し上げます。令和2年度末の被保険者数は1,053人、前年度より23人減少しています。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料の4,575万6,000円、収納率は100%、前年度より378万1,000円、9%増加いたしました。これは、令和2年度から保険料率が引上げされたことによるものであります。その他、一般会計からの繰入金などがあります。

一方、主な歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金6,305万1,000円、前年度より483万円、8.3%増加しました。

これらによりまして、令和2年度本会計の決算額は、歳入総額6,636万8,000円、歳出総額は6,574万5,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに62万3,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第60号、簡水会計決算につきましてご説明申し上げます。令和2年度は、神条配水池の槽内配管を更新いたしました。また、松本浄水場からの送水管更新や井戸ポンプの取替えを行いまして、安定した上水の供給に努めてまいりました。

これらによりまして、令和2年度本会計の決算額は、歳入総額1億7,957万9,000円、歳出総額は1億7,269万円、歳入歳出差引額688万9,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額の黒字決算となっております。

次に、議案第61号、特生排会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和2年度は、浄化槽の維持管理を実施いたしました。

これによりまして、令和2年度本会計の決算額は、歳入総額は1,176万円、歳出総額は1,077万4,000円、歳入歳出差引額は98万6,000円。

なお、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

次に、議案第62号、農排会計決算につきましてご説明申し上げます。令和2年度では、処理区統合の管路工事の一部を令和3年度に繰り越して実施しております。また、3処理区の維持管理を実施いたしました。

これによりまして、令和2年度の本会計の決算額は、歳入総額1億3,113万7,000円、歳出総額1億2,341万円、歳入歳出差引額772万7,000円となっております。

なお、翌年度に繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額は256万9,000円でありまして、これによる

実質収支額は515万8,000円の黒字となっております。

次に、議案第63号、下水道会計決算につきましてご説明を申し上げます。下水道特会では、久田浄化センターのストックマネジメント対策で電気設備の更新工事を行いました。このほか例年と同様に施設の維持管理、起債の償還をしております。

これらによりまして、令和2年度の本会計の決算額は、歳入総額1億8,729万8,000円、歳出総額1億8,323万5,000円、歳入歳出差引額406万3,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額は同額の黒字決算となっております。

終わりに、議案第64号、宅造会計決算につきましてご説明申し上げます。令和2年度は、松本ひがし団地の残る9区画を分譲いたしました。

歳出では、広告看板設置、チラシ配布などの分譲の宣伝広告を行っております。

これらによりまして、令和2年度本会計の決算額は、歳入総額4,018万3,000円、歳出総額2,877万3,000円、歳入歳出差引額1,141万円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

以上、一般会計並びに8特別会計の決算につきましてその概要を説明申し上げますが、決算の内容につきましては決算書及び決算審査意見書並びに主要な施策の成果説明書をご覧くださいまして、認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 次に、決算審査について監査委員の発言を許します。

代表監査委員、関川嘉夫さん。

○代表監査委員（関川嘉夫） ごめんください。この4月から代表監査委員を務めております関川でございます。よろしく願いいたします。

審査意見書のご説明の前に少し時間をいただきたいと思います。昨年度、前任の監査委員さんは審査意見書の作成において、より分かりやすいようにと構成を組み替えております。私もこの考えに沿って分かりやすく、かつ年度間の対比が容易な意見書の作成に努めてまいります。また、本日この後町から固定資産税の件で説明がございますが、これからこの8月までに積み上げてきた結果として、一つの節目としてご説明させていただくことにご理解賜りたいと存じます。もちろん町政への影響の度合いを注意深く見守ってまいります。

それでは、令和2年度出雲崎町決算審査の意見をお手元の審査意見書によりご説明いたします。表紙から2枚めくっていただき、1ページをご覧ください。第1、出雲崎町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見。

1、審査の対象。令和2年度出雲崎町一般会計決算、以下元号を割愛させていただきます。出雲崎町国民健康保険事業特別会計決算、出雲崎町介護保険事業特別会計決算、出雲崎町後期高齢者医

療特別会計決算、出雲崎町簡易水道事業特別会計決算、出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計決算、出雲崎町農業集落排水事業特別会計決算、出雲崎町下水道事業特別会計決算、そして出雲崎町住宅用地造成事業特別会計決算。

以上、一般会計と8つの特別会計決算でございます。

2、審査の期間。令和3年7月26日から令和3年8月31日まで。

3、審査の方法。審査に付された歳入歳出の決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に適合し適正に処理されているかなどの点を関係諸帳簿、証拠書類と照合精査いたしました。

なお、審査に際しては、関係職員から説明を聴取するとともに、当該年度の定期監査並びに例月出納検査の結果を参考といたしました。

4、審査の結果と意見。審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書等及びその附属書類は、今後見守る事項もございしますが、計数に誤りはなく、その内容も正確であると認められました。また、予算の執行等に関する事務処理については、おおむね適正に行われているものと認められます。

一般会計についての決算規模は、歳入43億342万2,000円、歳出41億5,251万6,000円となり、前年度に比べ歳入で8億3,674万6,000円、歳出で8億3,427万8,000円の増額となりました。それぞれの増は、主に新型コロナウイルス感染症対策への国庫支出金の増によるものです。実質単年度収支は6,752万6,000円の黒字となっております。また、財政調整基金残高は18億5,596万円となっております。これらなどから、本町では国、地方を取り巻く厳しい経済や財政状況の中にあっても堅実な財政運営が行われているものと考えます。

2ページに移りまして、次に財政の健全性を見る経常収支比率は87.7%と前年度より1.6ポイントの上昇でありました。この主なる要因は、会計年度任用職員制度の実施によるものでございます。比較は令和元年度と参考ではありますが、全国及び新潟県内の市町村の平均値が93%前後であるところを見ると、頑張っておられる比率と考えられます。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、以下財政健全化法と呼びますが、この法律に基づく町の財政及び公営企業における経営の健全化の審査について述べさせていただきます。

審査に付された2ページ、中段下からの①の実質赤字比率から次ページ上の④の将来負担比率までの4項目の比率、以下健全化判断比率といいますが、そしてさらにその次にあります⑤の公営企業に係る資金不足比率の合計5項目の各比率とその算定に至るまでの書類が適正に作成されているかについて審査いたしました。そして、その結果はいずれも適正であったというものでございます。

最初に、健全化判断比率について述べさせていただきます。この①から④までの健全化判断比率においては、それぞれに財政健全化法に基づく運営状況の節目を示す一定基準が設定されておま

して、いずれかの1つでもですが、いずれかの項目で例えば算定された値が注意信号となります。早期健全化基準、以下国の基準とありますが、この基準以上となった場合、財政健全化計画を策定し、自主努力により財政の健全化に取り組むこととなります。

各比率の状況を述べさせていただきます。まず、2ページ中段下の①、実質赤字比率は、実質収支は黒字ですので、比率は算出されません。すなわち、健全であると判断されます。黒字額をマイナスで表記した場合の参考値としての比率は5.96%です。以降、審査意見書では各比率において黒字等により算出されない場合は、これらの値に三角印をつけて参考値として表しますので、ご承知願います。なお、赤字である場合の国の基準の範囲は11.25%から15%であります。

次に、②、連結実質赤字比率です。これも黒字となっておりますので、同じく比率は算出されません。健全であると判断されます。黒字額ですので、参考値は10.52%です。赤字である場合の国の基準範囲は16.25%から20%であります。

続きまして、③、実質公債費比率は前年度より0.2ポイント増加し、9.3%となっております。国の基準は25%であり、若干の増加傾向が見られますが、これをかなり下回っており、健全な数値と判断されます。

3ページに移りまして、上の部分ですが、④、将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回っているため、比率は算出されません。良好な数値となっております。マイナスですので、参考値は56.8%です。将来負担比率がプラスであった場合の国の基準は350%以下の値となっております。

次に、公営企業の経営状況を見る経営健全化の判断比率についてです。⑤の資金不足比率について、先ほどと同様の国の基準、経営健全化基準が設定されております。比率の状況はおのおのの特別会計において資金不足額が発生しないことから、算出されず、それぞれ健全な範囲内でありました。黒字ですので、参考値を申し上げますと、簡易水道特別会計、三角印の6.9%、特定地域生活排水処理事業特別会計、同じく15.5%、農業集落排水事業特別会計が同じく15.1%、下水道事業特別会計、同じく8.4%、住宅用地造成事業特別会計100.0%と、以上のようにそれぞれ算定されております。いずれの特別会計も赤字である場合の国の基準は20%であります。

以上、①から⑤までの5項目の審査について述べさせていただきました。本町では、これらの項目全てにおいて黒字または国の基準を下回っており、健全な数値となっております。なお、これらの比率の算定式及び説明等の詳細は13ページから16ページに掲載してありますので、後ほどご覧ください。

次に、4ページでございます。第2、出雲崎町基金運用状況審査意見。

1、審査の対象。

- (1)、令和2年度出雲崎町街なみ環境開発基金。
- (2)、令和2年度出雲崎町奨学金貸与基金。

審査の期間。令和3年7月26日から令和3年8月31日まで。

3、審査の方法。審査に付された基金の残高証明並びに運用状況表に基づき、計数の正確性及び運用について関係諸帳簿等を照合精査するとともに、関係職員から説明を聴取し、審査いたしました。

4、審査の結果と意見。審査に付された基金の残高証明書並びに運用状況表は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であり、設置の目的に沿って適正に運用されているものと認められます。

審査の概要については69ページ、70ページに掲載してありますので、後ほどご覧ください。

続いて、5ページの決算審査の総評でございます。今までご説明してきたとおり、令和2年度の一般会計、特別会計決算及び各基金運用状況等は適正に予算執行されており、その事務処理も適正に行われているものと認められます。実質単年度収支は6,750万円の黒字であり、過年度からの推移を見ても堅実な財政運営が行われているものと考えられます。財政健全化及び公営企業における経営健全化については、各項目の比率はいずれも黒字もしくは早期健全化基準の比率、すなわち国の基準でございますが、これを下回っており、健全財政が保たれているものと認められます。特別会計のうち住宅用地造成事業においては、ご承知のとおり、先般の松本地内の住宅用地完売にも見られるように、町の人口減少対策に一定の成果を上げつつあります。この対策に関連して、令和2年度には県内30市町村中早くからゼロ歳から2歳児の保育料無償化の制度をスタートしております。町の財政状況を見極めての決断と考えますので、今後のこのハードとソフト両面からの人口減少対策におけるさらなる成果に期待するものであります。これからも多種にわたる事業の遂行に当たり、国、県の動向に注視し、一般財源の運用に有効となる事業の導入を一層図り、町民の思いと重なる町政運営の継続に努めていただきたいと思います。

最後に、新型コロナ感染拡大の中、国ではワクチン接種や営業自粛要請を受け入れた事業者への支援等と多額の支出が続き、財政事情が一層厳しいものになり、今後の地方交付税、国支出金等の減少が容易に想定できます。大変難しいかじ取りが求められるとは存じますが、このような状況下においても、支出の縮減策を含めた数々の政策の駆使や発案により、この難局を乗り越え、将来にわたり安定した町民サービスを提供する、また受け継がれてきた貴重な財産を生かし、日本海を望むこの出雲崎町がより多くの方々から一層認識していただける特色ある町づくりに向けて、町当局と議会が切磋琢磨して、引き続き力を注いでいただきたいと思います。

以上、期待を申し上げて、令和2年度出雲崎町決算審査意見の説明とさせていただきます。どうぞご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

◎決算審査特別委員の選任

○議長（三輪 正） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第56号から議案第64号まで議案9件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号から議案第64号までの議案9件につきましては、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（三輪 正） お諮りします。

ただいま設置が決定しました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。

議案第56号から議案第64号まで議案9件は、決算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

この際、しばらく休憩いたします。

（午前10時26分）

○議長（三輪 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時27分）

◎決算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（三輪 正） これから諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

決算審査特別委員会の委員長に高桑佳子議員、副委員長に小黑博泰議員が互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第65号 令和3年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（三輪 正） 日程第18、議案第65号 令和3年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第65号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、第1条では歳入歳出予算の補正を、第2条では地方債の補正を行っております。

初めに、歳出予算についてご説明を申し上げます。歳出予算の主なものを申し上げますと、2款総務費、4項選挙費、2目出雲崎町議会議員一般選挙費では、精算により減額をいたしました。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費では、令和2年度の補助金等の返還金を計上いたしました。

2項児童福祉費、2目児童措置費では、保育対策総合支援事業費補助金を計上いたしました。

5目多世代交流館事業費では、室内遊具等を計上いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、町農業機械施設整備事業補助金及び町農業者経営支援事業補助金を計上いたしました。

4目農地費では、県常楽寺地区ゲート改修工事を計上いたしました。

8款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費では、道路新設改良舗装工事費を追加いたしました。

4目橋りょう維持費では、橋りょう定期点検業務委託料を減額し、橋りょう維持修繕工事費を計上いたしました。

5項住宅費、1目住宅管理費では、石井町町営住宅敷地修繕工事費を計上いたしました。

3目住宅環境整備費では、町新生活支援金及び町新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援補助金を追加いたしました。

10款教育費、2項小学校費、3項中学校費では、網戸設置工事及び学習用のPC端末充電器を計上いたしました。

4項社会教育費、4目文化財保護費では、乙茂地区で計画されております木質バイオマス発電施設予定地の埋蔵文化財試掘調査委託料を計上いたしました。

続きまして、歳入予算につきましてご説明を申し上げます。歳入予算では、14款分担金及び負担金で常楽寺地区ゲート改修工事の地元負担金を計上いたしております。

16款国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加いたしました。

17款県支出金では、保育対策総合支援事業費補助金及び県単農業農村整備事業補助金を計上いたしております。

20款繰入金では、財政調整基金繰入金を減額いたしておりますし、介護保険事業特別会計繰入金を追加いたしました。

21款繰越金では、前年度繰越金を追加いたしました。

23款町債では、臨時財政対策債等を追加いたしました。

これらによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,027万8,000円を追加いたしまして、予算総額を33億9,058万2,000円とするものであります。

また、地方債の補正につきましては、発行可能額の決定によりまして臨時財政対策債の起債限度額を追加しております。

以上でございますが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

歳出予算からお願いいたします。補正予算書209ページです。2款総務費、1項総務管理費、9目情報管理費、10節需用費、消耗品費追加でございます。カラープリンターの入替えに伴いまして、トナーの購入に不足が生じたため、消耗品費を追加させていただきました。12節委託料です。住民基本台帳システム改修委託料、マイナンバーカード利用に対応するため、システムの改修が必要になりましたので改修費用を計上させていただいております。

4項選挙費、2目出雲崎町議会議員一般選挙費です。選挙費用の精算に伴う減額をさせていただきました。

続きまして、210ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費です。令和2年度のそれぞれの事業費が確定したことによりまして、国、県からの補助金、負担金を返還するものでございます。

211ページをお願いします。2項児童福祉費、2目児童措置費、保育対策総合支援事業補助金です。保育士が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続して実施していくために必要な経費を補助するものでございます。経費の2分の1が国庫補助金として県から交付されます。

5目多世代交流館事業費、16節公有財産購入費、それから17節備品購入費、多世代交流館きらりの屋内遊具の整備をするものでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としております。詳細につきましては、議会資料8ページをご覧ください。

続きまして、212ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費です。高齢者向けお弁当配達事業に係る経費を計上いたしました。高齢者の十分な食事量の確保と栄養バランス改善による健康の維持、増進を目的に実施するものでございます。詳細につきましては、議会資料9ページをご覧ください。

2目予防費です。新型コロナウイルスワクチン接種に係る各種費用の追加及び減額をするものでございます。

213ページをお願いします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費です。18節負担金補助及び交付金、町農業機械施設整備事業補助金、滝谷地区のトラクター購入に対しまして補助する

ものでございます。詳細につきましては、議会資料10ページをご覧ください。町農業者経営支援事業補助金、新型コロナウイルス感染症の影響によります農業者の収入減少に対しまして補助するものでございます。詳細につきましては、議会資料11ページをご覧ください。

4目農地費、14節工事請負費、県常楽寺地区ゲート改修工事、県単の補助をいただきまして、普通河川常楽寺川に係ります堰の改修工事をするものでございます。議会資料12ページに事業概要がございました。

続きまして、214ページをお願いします。7款商工費、1項商工費、5目天領の里管理費です。施設修繕料追加ということで、今は修繕のため橋に入れられない状況です。ここにつきまして夕風の橋のモニュメントを塗装するものでございます。

215ページをお願いします。8款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費、町道滝谷1号線の拡幅工事に係る費用を追加しました。議会資料13ページに図面がございますのでご覧ください。

4目橋りょう維持費です。橋りょう点検業務委託料は、精算見込みということで減額させていただいております。橋りょう維持工事です。神条地内の角田橋の床板の修繕を行うものでございます。

5項住宅費、1目住宅管理費、石井町町営住宅敷地修繕工事です。石井町町営住宅隣接町有地売払いに伴います敷地の整備に係る工事です。議会資料14ページに平面図がございます。

216ページをお願いします。3目住宅環境整備費、町新生活支援金追加、こちらは2件分となります。町新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援補助金追加、こちらは8件分となります。

10款教育費、2項小学校費、網戸設置工事、こちらは普通教室及び体育館に網戸を設置します。学習用PC端末充電器、タブレットを家庭で充電するためのものでございます。

217ページをお願いします。3項中学校費、網戸設置工事、こちらは普通教室及び廊下に網戸を設置します。学習用PC端末充電器につきましては、小学校費と同様でございます。

218ページをお願いします。4項社会教育費、2目公民館費です。施設修繕料追加、こちらは中央公民館内の冷暖房設備に燃料を供給するポンプが故障したため修繕するものでございます。

4目文化財保護費、埋蔵文化財試掘調査委託料は、乙茂地内で計画されておりますバイオマス発電施設建設予定地の調査に係る委託料でございます。

続きまして、歳入予算について説明させていただきます。205ページをお願いします。14款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金です。常楽寺地区ゲート改修工事の地元負担金になります。

続きまして、16款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金追加です。集団接種できなかった方への対策費の追加ということでございます。

206ページをお願いします。2項国庫補助金、3目衛生費補助金、新型コロナワクチン接種体制確

保事業補助金減でございます。専門職未採用によります減額でございます。

4目土木費国庫補助金、道路メンテナンス事業補助金減です。トンネル及び橋りょう工事に係る精算見込みによる減額となります。

6目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、多世代交流館きらりの遊具や農業者支援などの費用に充当させていただいております。

17款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、保育対策総合支援事業補助金です。

4目農林水産業費県補助金、常楽寺地区ゲート改修工事の補助金となります。

207ページをお願いします。20款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、同ページの一番下にごございます前年度繰越金を全額計上したため、基金繰入金を減額しております。

2項特別会計繰入金、1目介護保険事業特別会計繰入金、令和2年度の精算に伴います繰入金でございます。

208ページをお願いします。23款町債、1項町債、5目土木債、道路橋りょう維持補修事業債追加です。橋りょう維持補修事業に充当します。

7目臨時財政対策債、県から内示をいただいた額に合わせたものでございます。

以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） この際、しばらく休憩します。

（午前10時43分）

○議長（三輪 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてをお願いします。質疑はありませんか。

1番、仙海直樹議員。

○1番（仙海直樹） 2点ほどお伺いしたいのですが、211ページをお願いいたします。児童福祉費、2目児童措置費の保育対策総合支援事業補助金でございます。議会資料にもございますが、2つの園の保育士に対する補助金ということで内容が書かれております。なかなか今コロナ禍ですと、小さなお子さんたちも例えばマスクをずっとしていたりすることもきっと大変でしょうし、保育士の皆さんもご苦労されているのではないのかなと思っておりますが、実際備品購入とになりますとどのようなものを検討されているのか、そしてまたコロナの影響による超過勤務となるとどのような業務により超過になるのですか。お迎えが遅くなるために勤務時間が長くなるというような感じの超過になるのでしょうか。その辺もし具体的に分かりましたらお願いをいたします。

2点目ですが、216、17ページの、小中学校の学習用PC端末充電器でございますが、先ほど自宅

で充電させるというようなご説明がありましたが、ふだん学校ですと後ろのほうに棚式で充電をしていると思います。そうすると、そちらを家に持って帰って、また充電させて持ってくるような形を取られるのか、その辺も追加で説明お願いしたいと思います。

○議長（三輪 正） こども未来室長。

○こども未来室長（金泉修一） それでは、保育対策総合支援事業補助金のご説明でございます。

まず、超勤の関係でございます。先ほど総務課長からお話がありましたとおり、この補助金は保育士が新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら保育活動を継続的に実施していくということが目的でございます。出雲崎こども園、それから小木之城保育園、両園とも園児の保育活動に対して、コロナの関係で感染防止のために消毒関係の業務が非常に多岐にわたっております。先ほど仙海議員さんからもお話ありましたように、小さい子どもさんはマスクができません。したがって、遊具の関係、それからおもちゃ一つ一つまでも全て消毒を行う。それからコロナの関係で行事等を中止しております。したがって、園活動について保護者がなかなかどういう活動をしているか知り得ないということで、通常より多く園だよりを発行する、そのような感染防止対策の消毒関係、あるいは保護者に園活動を周知徹底するための便りの発行等の業務が時間外に発生するというようなことで、コロナに関係する超過勤務命令について国が2分の1の手当てをするという補助金でございます。

備品購入についてでございます。これについては、大きく分けて物品購入支援と備品購入支援、2つございます。物品購入支援は、こちらは職員に係る物品購入支援でございます。例えば消毒に関する手袋、マスク、エプロン、そのようなものが対象となります。備品購入については、アルコールスプレーあるいはサーモカメラ等を両園とも購入しておりまして、長引くコロナ対策に対してさらなる感染防止対策を徹底するというので、物品購入支援、備品購入支援とも既に購入しているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（三輪 正） 教育課長。

○教育課長（内藤良治） 学習用PC端末の充電器を持ち帰り、家庭で充電をさせるのか、必要なのかという質問かと思えます。小中学校は2学期から持ち帰りが始まっています。そのような中で毎日の持ち帰りはその翌日に持って帰ってくるので、機械もまだ新しいので、バッテリーも十分にもちます。ですが、これから休みがつながるといったようなことも出てきます。また、それは個人によっても変わってくる部分もあるのですけれども、私どもといたしましてはせっかく準備をさせていただいたものですので、十分に子どもたちからご活用いただきたいと思っています。バッテリーがないというようなことがないように、安心して学習に臨んでいただけるよう各家庭用にこの充電器を用意するものでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

9番、加藤修三議員。

○9番(加藤修三) 2点あります。214ページ、商工費の天領の里管理費の中で夕風の橋の修繕料が追加で計上されているのですが、一般質問でも言いますが、前回の看板もそうでしたけども、何でお客様が来るこの忙しい時期に、直さなければいけないのかと非常に思うのです。台風や突発事故があったのであればしょうがないのですが、そういう状況でないと思うのです。これについて、一般質問でも言いますが、答弁をお願いしたいと思います。

次に、216ページ、仙海議員が言われたように、教育費の学習用PC端末充電器ですが、コネクターと差し込み線、アイパッドの場合はコネクターの部分がタイプCのところから特殊な差し込みになっていると思うのですが、一般的な充電器はUSBから持ってきて対応をしているのですが、この90万円の部分もそのような対応を汎用できないか。なぜならば、今ほとんどの家庭がスマートフォンや携帯電話を持っているので充電器も当然持っていると思うのです。1個500円ぐらいだと思います。ですから、これを何個買うのか分かりませんが、その辺を検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(三輪 正) 産業観光課長。

○産業観光課長(矢島則幸) 夕風の橋の開放についてでございます。今加藤議員からお話ありましたように、今年の春先に先端の木のモニュメントにつきまして、桁が全体的に垂れ下がったということで、少し言葉は適切ではありませんけど、鳥居方式でその部分については全体を修復したところでございます。その後別の場所で桁と柱の継ぎ目の部分が劣化により、接続部分が欠落しているということで、全体的に見て一部大変危険な状態がございましたので、そこについてやはり被害があつてからではということで急遽、お盆前だったと思うのですが、供用を止めさせていただいたということでございます。そのようなことでまず安全第一ということで、やむなくという処理をしたところでございます。現在その修復につきましては完了いたしまして、本日から供用できるようということで考えております。よろしく申し上げます。

○議長(三輪 正) 教育課長。

○教育課長(内藤良治) PC端末の充電器に汎用性があるものかどうかということでございますが、アップル社製の製品で接続するコード部分にはほかの機器ともつなぐことができるはずですが、ただし、これがタイプCではないので結局アップル社製のものに対応したものでなければ使うことができません。AC電源に差し込む充電器と本体につなぐコードが一体型のを今想定しております。数は小学校がウィンドウズ用のものと合わせまして170台分、中学校が85台分ということで準備をしたということでございます。

以上です。

○議長(三輪 正) ほかにありませんか。

7番、小黒博泰議員。

○7番(小黒博泰) 211ページ、3款民生費、2項児童福祉費、5目多世代交流館事業費の屋内遊具、

コロナ禍で外で遊べない状況なので大変いいことだと思うのですが、遊具なので、おそらく定期検査があると思うのですが、どのぐらいの頻度で検査をするのか、それから木製なので、ささくれが出て、子どもがけがをするということもあるので、どの程度の頻度で定期点検をしているのか。それから一部が壊れたときにその部分だけを修繕できるのか、全部を替えなければいけないのかその辺、把握している範囲で結構なので、説明願います。

○議長（三輪 正） こども未来室長。

○こども未来室長（金泉修一） それでは、211ページ、屋内遊具の内容でございます。まず、定期検査の件でございます。屋内遊具については、何年に1回という定期検査は特に定めはないと聞いております。屋外遊具については定期検査がありますが、屋内遊具は特に定めはないということでございます。

それから、ささくれ等の修繕でございます。木製遊具ということでもありますので、ささくれ等が起きた場合というお話でございますが、屋内遊具ということで、基本はだしで使用することが原則になるかと思えます。今の木製遊具におきましては、その辺の処置はもう既にきちっとしてある遊具でございます。ささくれ等は引き起こさないような形での造りになっているということで聞いておりますし、もし傷み等で欠損といいますか、欠けて、そこから引っかかってけがをしたというような場合においては部分補修は可能であるということで、全体を補修する必要はなく、部分補修で対応できるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（三輪 正） 7番、小黒議員。

○7番（小黒博泰） 今屋内遊具なので、検査の定めはないという説明がありましたけども、欠損等で事故が起きた場合に、検査をしていたかと言われるのが当たり前だと思うので、法律で定めなしといっても、町が定期的に検査するか業者が検査するということが必要だと思うのですが、その辺どう思いますか。

○議長（三輪 正） こども未来室長。

○こども未来室長（金泉修一） 先ほどの定期検査の関係でございます。小黒議員が言われましたとおり、遊具のいろいろな業者に参考に聞かせていただいたのが、壊れたり不具合が出た場合においては直しますが、検査は不要ということではありますが、やはり点検が必要になるかと思えます。ただし、遊具については、ご存じのとおり、導入した場合において日々消毒作業を行います。きらりの職員できめ細かく消毒を行う中で、ささくれ、あるいは欠損部分を発見した場合にはすぐ対応できるという体制になっております。通常何年に1回の定期検査が適当かどうかと言われてますと、なかなか難しいところはあると思えますが、その部分において早めな対応はできるものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（三輪 正） 7番、小黒議員。

○7番（小黒博泰） 毎日消毒した時点で、私の要望は点検簿のようなものを作って、その都度異常がなかったというチェックを入れてもらいたいのです。何か起きたときに、ただ消毒のとき見ていましたけど、大丈夫でしたと言っても、そういう証拠が残らないと駄目だと思いますので、簡単な点検簿のようなものを作って、何月何日オーケーでしたとチェックを入れるだけでもいいので、ぜひそういう点検簿を作って施行していただきたいと思います。

以上です。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 教えていただきたいのですが、210ページ、民生費になります。2目の障害者福祉費のところ、これは令和2年度の事業費の確定による返還というふうにお聞きをしていますが、返還金ということは、いただいた補助金に対してお返しするということだと思うのですが、特に障害者自立支援給付費負担金返還金は国庫、県を合わせるとかなりの額になるのですが、返還の理由を分かる範囲で教えていただければと思います。

○議長（三輪 正） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 210ページの2目障害者福祉費の各返還金についてです。これらにつきましては、令和2年度の概算事業費に対する国県補助金が令和2年度中に交付をされております。その後、令和2年度の各事業費が確定したことによりまして、要はもらい過ぎている国県補助金を令和3年度において国、県にお返しするというものでありまして、各詳細につきましては今資料がございません。

以上になります。

○議長（三輪 正） 4番、高桑議員。

○4番（高桑佳子） ということは、例えば先ほど言いました障害者自立支援給付費負担金については、概算というものが非常に大きかったということになるわけでしょうか。

○議長（三輪 正） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 通常の補助事業と違いまして、変更交付申請というものがない場合があります。そのような場合は、あくまで途中ではじきました概算事業費において国、県は額の確定をしておりますので確かに額によって若干事業の見込みが多かったということはあるかもしれませんが、これは事務手続上しようがないことですので、ご理解いただければと思います。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

3番、中野勝正議員。

○3番（中野勝正） 217ページの中学校費の修学旅行キャンセル料の内容について詳しく聞かせていただきたいと思います。

○議長（三輪 正） 教育課長。

○教育課長（内藤良治） このキャンセルにつきましては、当初修学旅行は4月に予定しておりました。この前の段階で周辺状況を確認をいたしましたところ、今行くのは難しい状態ということで、この4月の修学旅行をキャンセルしたものですけれども、この段階で旅行会社に計画を立てていただいております。その計画について、具体的には生徒1人当たりにかかる経費の9%は計画料ということでキャンセルがあった場合は払ってくださいというような契約に基づいた返還金になっております。29名分ということで、総額16万2,893円を計上させていただいたものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（三輪 正） 3番、中野議員。

○3番（中野勝正） そうしますと、今29名分と説明がありましたが2年生、3年生、どちらかが修学旅行に行かれたと、他の学年はそういうふうなことはなかったということですか。

○議長（三輪 正） 教育課長。

○教育課長（内藤良治） 修学旅行は3年生が行くということで、これは3年生のものでございます。以上です。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

2番、高橋速円議員。

○2番（高橋速円） 予防費のことでお尋ねします。

212ページの予防費、私が一番心配していることは未接種の方が意外とおられるのですよね。これは若い人もそうなのですが、ところが、これに対する有効な対応策というのはなかなかどこもないと思うのですが、あるときやはり受けようかなというようなときに即対応できるような体制が欲しいと思うのですが、なかなか予算組みの中で、すぐ機能するのかどうか、その辺担当課ではどのような想定をされているのかお尋ねしたい。

○議長（三輪 正） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 未接種の方への対応についてです。昨日の夜、今日の朝も防災行政無線で広報をしておりますが、やはり8月から感染拡大が続いているということで、今まで接種を検討していた方でぜひ受けたいという方が9月に入りまして増えてきております。そのような方は9月11日と18日、本来は2回目接種を対象にしておりましたが、1回目の接種の方も当然申込みがあれば受付をしております。そのような方のために、急遽10月9日の土曜日にその方だけに限りまして2回目の接種を受けていただくことにしております。今後の予定ですが、これから12歳になられる方、それから当然成人の方でぜひ受けたいという方もいられますけれども、取りあえず今は12歳になられる方に限りまして10月と11月に1回目、2回目を、こちらについては佐藤医院で個別に受けさせていただくことにしております。ただし、今町が保有しているワクチンの使用期限が11月末までになっております。その分をその2回分の個別接種で使い切りたいということですが、やはり接種

を希望されている方が増えてきておりますので、人数については限りがあります。とはいえこれから12歳になる方の人数はある程度決まっておりますので、取りあえず11月末まではそのような対応にします。12月以降につきましては、今のところ県が方針を決めまして、例えば長岡市にあるワクチンを私どものほうが希望して何人分か供給を受けるというような体制でやりますので、その辺は県を通して調整をしていきますが、ただやはりワクチンの数が今度数人分というような対応になりますので、それがまた月1回できるかどうか、月2回できるかどうか、その辺は今の段階でははっきり予定は組めません。ということで、未接種の方の今後の対応については今説明しましたが、この件につきましては実は議会の最終日の全員協議会で説明する予定でもおりましたので、今のところはそのような予定になっております。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

9番、加藤修三議員。

○9番（加藤修三） 先ほどと同じことで確認なのですが、216ページの学習用PC端末充電器、こちらは1台当たり5,000円ぐらいになるのですか。

○議長（三輪 正） 教育課長。

○教育課長（内藤良治） アイパッド用でございますが、1台当たりが税込みの4,400円です。ウィンドウズ用は、電圧が高いので、7,150円という金額になっております。小学校のほうではアイパッド用として113台分、ウィンドウズ用として57台分、中学校は全てアイパッドですので、85台分ということになっております。

以上です。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第66号 令和3年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（三輪 正） 日程第19、議案第66号 令和3年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第66号、介護特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

歳出予算におきましては、前年度の精算に基づき、5款の基金積立金に1,131万9,000円を追加いたしまして、介護給付費準備基金に積み立てるほか、7款の諸支出金に国庫支出金等返還金としまして888万8,000円、一般会計繰出金390万5,000円を計上しております。

一方、歳入予算では、7款の繰入金に一般会計繰入金15万8,000円を追加いたしまして、8款の繰越金に前年度繰越金を全額計上いたしております。

これによりまして、今回の補正は歳入歳出にそれぞれ2,411万2,000円を追加いたしまして、予算総額を6億7,203万1,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の207ページをお願いいたします。5款基金積立金では、前年度の精算に伴いまして1,131万9,000円を追加し、介護給付費準備基金に積み立てるものです。これによりまして、同基金の年度末残高は1億1,351万7,000円となる見込みです。

また、7款諸支出金に前年度の国県支出金等の返還金を計上しております。介護給付費負担金や地域支援事業交付金、支払基金交付金が過大交付となったため返還するものです。

補足は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第66号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第67号 教育委員会委員の任命について

議案第68号 教育委員会委員の任命について

○議長（三輪 正） 日程第20、議案第67号 教育委員会委員の任命について、日程第21、議案第68号 教育委員会委員の任命について、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第67号及び議案第68号の教育委員会委員の任命につきまして一括ご説明を申し上げます。

まず、議案第67号につきましては、現在教育委員をお願いしております佐藤正志委員は1期目でございますが、任期が令和3年10月17日をもって任期満了となります。佐藤氏は、教育長職務代理者として1期目であり、それまでの豊富な経験を生かしてご活躍いただいておりますので、引き続いて委員をお願いいたしたくご提案申し上げるものでございます。

続きまして、議案第68号についてご説明を申し上げますが、同じく委員をお願いしております大磯多華子委員は現在1期目で、佐藤委員と同様、令和3年10月17日をもって任期満了となります。大磯氏は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、保護者による委員として選任

をされているものでございます。現在中学生、小学生の母として子育てをされておる方で、教育行政に熱意を傾注されておりますので、引き続いて委員のお願いをいたしたくご提案申し上げるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。

最初に、議案第67号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第68号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号並びに議案第68号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号並びに議案第68号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第67号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第68号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をします。

最初に、議案第67号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第67号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第68号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第68号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第68号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（三輪 正） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時31分）